

## 【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

- Q . 橋の耐震補強工事において施工不良（アンカーボルトの長さ不足）があった件について、資格停止期間が1～6ヶ月となっているが、期間の長短はどういう基準で決めているのか。また、手抜き工事で県が調査を行ったわけだが、それにかかった経費等は、業者に対して請求できるのか。
- A . 資格停止期間については、県で入札参加資格停止等措置要領を定めており、その中で贈賄、独占禁止法違反、粗雑工事等それぞれの事案別に、基準（一般公開）を定めている。今回の粗雑工事では、1ヶ月～6ヶ月以内という基準があり、アンカーボルトを切った長さ（長さ不足延長を積み上げたもの）、その長さ不足の本数、及び長さ不足のあった契約件数等を加味して、各業者の差を付けたというのが、基本的な考え方である。
- また、調査は、県からの要請を受けた請負業者が、県の立会いのもと自主点検を行ったということである。なお、点検には超音波機械を用いてすべてチェックし、アンカーボルトの長さが不足した施工不良については、県が手直し命令を行い、現在、請負業者負担により施工中である。
- なお、点検の費用については、重大な瑕疵の可能性があるということから、又、瑕疵担保の関係もあり、業者負担としている。
- Q . 丹生川ダムの中で、「談合の事実が明らかになった場合は対応する」とあるが、何を持って明らかになったとするのか。
- A . 2つあるが、1つは独占禁止法違反ということで、談合等の疑いがあり公正取引委員会が調査した結果、事実が発覚すると、排除勧告が出され、業者がそれを受けた（応諾した）場合である。もう1つは、独占禁止法とは別に、刑法上の談合罪というものがあり、警察に逮捕されて刑が確定するという場合である。これをもって、談合の事実が明らかになったというように捉えるという旨の特約をしている。岐阜県ではまだ標準的な約款にはこのような条項を載せていないが、すでにこれらの損害賠償の条項を、標準約款に入れる県が増えている。それ以外で談合があったという、公判力のある事実確認というのとはなかなかない。
- Q . 長野県で、県の審議会（注：公共工事入札等適正化委員会）で談合を明らかにしたということがあったが、岐阜県では明らかになることはないということなのか。
- A . 通常、県の談合情報対応として、まず委員会にかけたとき、談合の事実が確認できるかどうかという判断をして頂く。その中で、通常は「クロ」というような証拠はなかなか無いので、事実は確認できないという場合、つまり「グレー」か「白」という中で、契約の妥当性はどうかという判断を仰ぐことになる。「クロ」とは言い切れなかったけれども、契約の妥当性が無いというときに、警察庁舎の件のように、「契約しないのが妥当」という判断をしている。今回の丹生川ダムにおいては、そこまでの疑いは認められないということで、「契約するのが妥当。」という判断となったものである。長野県の場合は、「第三者委員会で初めて談合を認定した。」という新聞記事があったが、岐阜県でいうと「グレーであるけれど非常に疑わしいのでやりなおし。」というパターンに似ていると思われる。
- 丹生川ダムについては、工事費内訳書の点検をしたが、数字に似通ったようなものがあったとかそのようなことも無かったため、「契約するのが妥当」という判断が出たと思われる。

## 【抽出事案に関する質疑応答】

## 1 公共 流域下水道事業（処理場）水処理機械（13・14池目）設備工事

特に質疑なし。

## 2 公共 道路改築事業 宮川5号トンネル工事

Q . 公募型指名競争入札においては、各参加希望業者の技術評価は、入札額（落札決定）に反

映されないのか。単純に入札参加資格を確認するための点数化（順位付け）を行っているのか。

- A：公募型指名競争入札においては、参加希望業者の資格確認のため、技術評価結果により点数化（順位付け）を行っている。なお、参加希望業者が極端に多いことがないかぎり、それをもって業者数をしぼることはせず、入札参加資格の条件を満足していれば全て指名するのが通常である。（VE方式、総合評価方式とは異なる。）

### 3 吉城高配管改修機械設備工事（債務）

Q：岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領によれば管工事のA等級工事では15名以上選定となっているが、辞退者が出て14名となっても問題ないのか。

A：入札の選定の時点で15名以上としているので、入札執行までに辞退者が出てやむを得ない。

Q：指名を受けておいて辞退するというのはいかなるものか。

A：今まで指名業者数を増やしてきており、何社か辞退しても直ちに競争性が損なわれる訳ではないと考えている。

また、予定価格を事前公表しているため、業者が工事費を見積って予定価格以上になった場合には入札を辞退することもある。

### 4 公共 都市公園事業 花フェスタ記念公園

特に質疑なし。

### 5 県営中山間地域農村活性化総合整備事業 加子母北部地区 小和知上用水路第1期工事

Q：業者選定について、恵北地区から選定したとのことだが、恵北のB等級の業者は8社しかないのか。

A：恵北地区にB等級の業者は10社ある。そのうち1社は法面関係の業者であり土木関係を施工しておらず、もう1社は実績等が少ないため今回の指名からは除いている。

Q：この工事は5年間で15億円という大きな工事で、今回は用水路第1期工事ということだが、来年度以降は第2期工事も行われるのか。

A：そのとおりである。本来は集中して施工すべきであるが4月から10月の稲作時期には施工ができないので、期間内（農閑期）に施工できる範囲を適正に決定して、住民に迷惑のかわからないように事業を進めるという考え方である。

Q：来年度の第2期工事は新たに入札を行うのか。

A：来年度についても、施工できる範囲を適正に決定し、設計積算して算出された工事価格に応じたランクにより業者を選定する方針である。

Q：今回の工事の実績・評価も指名に反映されるのか。

A：施工実績等も考慮して選定する。

Q：この事業は平成12年度から行われているが、今までに実績を評価して指名選定（排除）したことはあるか。

A：いまのところは施工実績が悪いから指名しなかったという例はない。

Q：粗雑工事等があった場合は、次の指名は選定しないようなことはあるのか。

A：粗雑工事等が見受けられた場合も考慮しながら指名選定を行っている。

Q：該当するB等級業者10社の中から8社を選定しているが、年間を通して、指名から漏れた業者から問い合わせや異議申し立ての事例（苦情）はあるか。

A：今までにはない。

## 6 道路標示施工工事（高輝度化）

- Q：道路標示は、過酷な環境化で非常に厳しい状況下に設置されるものであるが、材料が耐用年数に対し著しく劣化した場合のペナルティーは考えているのか。
- A：調査、検査をして、施工が悪い場合は再工事させることになる。  
今のところ、悪質なものは無い。
- Q：この工事は落札率が突出して低いが、この業者は今までにこういう仕事を専門に行っている業者なのか。
- A：そうである。  
平成14年度の4～5月に発注した12件のうち1件は低入札価格調査の対象となり、（施工可能かどうかの）調査を行った上で契約をした。今年度あたりから、道路標示工事については非常に競争性が高くなってきている。

## 7 健康学習センター（仮称）昇降機設置工事

- Q：2回の入札に渡って辞退者が多く入札が中止されるというケースは今までにあるか。
- A：今までにはなかった。エレベーターという特殊な工事のため発生したのではないかと。また、設計の段階で慎重に積算をしており、価格については十分に対応できると検証しているので、予定価格が安いということはないと考えている。
- Q：辞退の理由は聞くのか。
- A：（予定価格を事前公表していることから）入札執行通知書に「予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがあります。」と記載しているため、業者が工事費を積算して予定価格以上になった場合には入札を辞退することがあると考えられる。
- Q：1回目の入札では辞退せず、2回目で辞退した業者がある。予定価格は変わっていないのに何故か。
- A：1回目の時に（指名した10社のうち）9社が辞退し、残り1社になったため、競争性がないということで入札を中止した。当該業者が1回目の入札で辞退の意思があったかどうかはわからない。
- Q：身障者対応型エレベーターというのは、通常のエレベーターと比べて価格が高いものなのか。
- A：操作ボタンが低い位置に付いているとか、手摺りや鏡が付いている位で価格差はあまりないと考えられる。
- Q：業界の特殊な事情が背景にあるということではないのか。
- A：特に把握していない。
- Q：工事費積算、予定価格の設定に問題はなかったか。
- A：特殊なものであり、市場調査も行った上で積算しているので、適正な価格設定をしたものと考えている。
- Q：1社2社が辞退するのならわかるが、1社を除いてその他がすべて辞退するということは、不思議である。
- A：県としても予想できないことであり、最終的には随意契約ということにならざるを得なかった。
- Q：工事箇所が萩原町ということ、あるいは施工場所的に不便（道路から遠い）である等の理由から見積金額が折り合わず他の業者は辞退したということがあるのか。
- A：そのような地理的な理由ではないと考えている。

### 【そ の 他】

- Q：入札準備から契約までに相当な時間がかかっているが、迅速な対応を図りたい。
- A：種々の制限もあるが、期間短縮に努めたい。